

# 第 1 章 災 害 予 防

## 第 1 節 防災教育計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

### 【基本方針】

町は、災害時に応急対策の主体となる職員への防災教育を行い、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、住民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。

防災訓練実施に当たっては、町、防災関係機関及び町民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練とするとともに、課題を発見するための訓練の実施にもなるよう努める。

### 【実施内容】

#### 1 町及び防災関係機関の職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るとともに、災害時職員初動マニュアル等により災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

- ア 田上町地域防災計画の運用
- イ 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- ウ 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務
- オ 過去の主な被害事例
- カ 防災関係法令の運用
- キ 土木、建築、その他災害対策に必要な技術

#### 2 住民に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、住民が災害に対する必要な知識の習得のため、町は防災知識の普及を図る。

##### (1) 普及の内容

- ア 災害に関する一般的知識
- イ 町地域防災計画の概要の周知
- ウ 避難場所・避難路の周知
- エ 過去の主な災害事例と災害特性
- オ 災害対策の現状
- カ 平常時の心得
- キ 災害時の心得及び応急措置

(2) 普及の方法

- ア 広報紙、印刷物（洪水・土砂災害ハザードマップ、パンフレット、チラシ等）、ホームページによる普及
- イ 講習会、講演会の開催

### 3 小中学校における防災教育の推進

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、学校管理者は教職員に対し、幼稚園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

また、防災に対する心構えや災害時に適切な措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知・徹底する。

### 4 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の支援

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、民生委員やケアマネージャー等の地域の福祉関係者の相互協力の認識が必要である。このため、町は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により啓発活動を行う。

### 5 積雪地域での対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大することを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。また、積雪期を想定した防災訓練においても、実施するよう努める。

## 第2節 防災訓練計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

### 【基本方針】

町は、風水害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

### 【実施内容】

町及び防災関係機関は、災害発生時の防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、他の機関と協力して各種訓練を実施するものとする。防災訓練は、図上訓練及び実施訓練の2種類とする。

#### 1 図上訓練

災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。実施項目は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事し、または協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

#### 2 実施訓練

##### (1) 防災訓練

防災訓練については、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関の相互の協力体制の確立を図るため、防災関係機関（警察・消防等）と協力して実施し、自主防災組織をはじめとする町民の参加に重点を置くとともに、要配慮者への参加の働きかけも積極的に進め、地域特性を十分考慮する。

ア 実施時期：原則として、毎年1回、適時実施する。

イ 実施区域：町内の田上地区、羽生田地区、川通り地区に地域を分けて実施する。

ウ 訓練参加機関：町、防災関係機関、町民等

エ 主な訓練項目：情報伝達訓練、避難訓練、避難所運営訓練、災害対策本部設置訓練等

オ 訓練方法：各地域で実働型訓練

##### (2) 地域住民の自主防災組織による訓練

風水害被害は、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため、行政・住民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練及び避難所運営訓練を実施する。

##### (3) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、町などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努める。

(4) 学校における防災訓練

各学校で策定の「総合防災計画」に基づき、学校での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、学校管理者並びに教職員は、児童生徒の災害時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討する。

(5) 社会福祉施設及びその他町管理施設における訓練

社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要配慮者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討する。

(6) その他訓練

ア 避難訓練

イ 救助訓練

ウ 災害防衛活動従事者の動員訓練

エ 必要資材の応急手配訓練

### 3 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく個別避難計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

### 4 複合災害を想定した訓練

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

## 第3節 自主防災組織育成計画

### 【関係機関】◎総務課

#### 【基本方針】

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、住民、町及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

#### 【実施内容】

##### 1 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、行政区等の自治組織における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識の習得に努める。

##### 2 自主防災組織の育成

###### (1) 啓発及び防災資機材等の整備支援

町は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織における防災資機材等の整備を支援する。

###### (2) 訓練の支援

町は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容の助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

###### (3) 防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、町は、研修会の開催、先進の取組事例の紹介、防災士の育成などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを養成する。その際、女性の参画の促進に努める。

###### (4) 自主防災組織の組織づくりの支援・育成

町は、「田上町自主防災組織連絡協議会」を通じ、自主防災組織の相互の交流及び情報交換の円滑化を図るとともに、日頃の地域住民との連携や防災意識の高揚に努め、総合的な防災活動の強化、推進を図る。

##### 4 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

###### (1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
  - ウ 火気使用設備器具の点検
  - エ 防災資機材等の備蓄及び管理
  - オ 危険箇所の点検・把握
  - カ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有
- (2) 災害時の活動
- ア 初期消火の実施
  - イ 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達
  - ウ 救助救護の実施及び協力
  - エ 住民に対する避難勧告・指示の情報伝達
  - オ 地域住民に対する避難誘導
  - カ 避難行動要支援者の避難支援
  - キ 給食給水及び救助物等の配分

## 第4節 防災まちづくり計画

【関係機関】◎地域整備課 総務課

### 【基本方針】

大規模風水害発生時には、建物の浸水、流失、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町をはじめ各防災関係機関は相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努める。

この場合、災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成をめざしていく。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地の既存施設等を対象とするものや、新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って個々の施設整備に連携を持たせながら緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行う。

### 【実施内容】

#### 1 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方を示すための総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画に防災対策・安全確保対策を検討する。

#### 2 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水洪水・土砂災害ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する。

#### 3 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

##### (1) 避難路等ネットワークの形成

町は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、防災活動拠点（町役場庁舎、指定避難場所等）と輸送施設を結ぶネットワークの整備に推進する。

##### (2) 避難場所等の整備

町は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難地となる公園緑地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

## 第5節 建築物等災害予防計画

【関係機関】◎総務課 保健福祉課 教育委員会

### 【基本方針】

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

### 【実施内容】

#### 1 防災上重要な建築物規定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。このため、防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）
- (2) 医療救護活動の施設（保健センター等）
- (3) 応急対策活動の施設（交番、消防署、町の出先機関等）
- (4) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

#### 2 防災上重要な公共建築物等の防災対策の実施

防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

- (1) 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

- (2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 飲料水の基本水量の確保
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 配管設備類の固定強化
- エ 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- オ 防災設備の充実、他

- (3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- ア 法令に基づく点検等の台帳
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引き

### 3 一般建築物の安全確保

町は県とともに一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

- (1) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
- (2) 著しく劣化している建築物の安全確保について防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- (3) 落下物等による災害防止について  
建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。
- (4) 水害常襲地の建築物における耐水化について  
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。
- (5) がけ地等における安全立地について  
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

### 4 老朽化した建築物の長寿命化

町は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 5 要配慮者に対する配慮

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

## 第6節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

### 【関係機関】◎地域整備課 総務課

#### 【基本方針】

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や道路管理者等は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

#### 【実施内容】

##### 1 緊急輸送道路ネットワークの形成

町は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（町庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る必要がある。

このため、町及び関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成する。

- (1) 国道を主体として、防災活動拠点、輸送施設、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ県道、幹線町道で構成される道路網
- (2) 病院、避難場所等公共施設と(1)の道路を結ぶ道路

##### 2 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

- (1) 道路管理者等は法面や盛土等の“斜面”の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。
- (2) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。
- (3) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

##### 3 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者等である町、県はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路

整備に努めること。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。なお、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図る。

(2) 防災体制の整備（道路通行規制）

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

#### 4 臨時ヘリポートの選定

(1) 臨時離発着場の確保・指定

空路における緊急輸送を確保するため、町災害対策用ヘリコプター臨時離発着場をヘリポート適地として指定する。

(2) 指定地周辺の環境整備

臨時ヘリポートと避難場所や救援物資の集結場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

## 第7節 鉄道事業者の風水害対策

### 【関係機関】◎JR東日本燕三条駅 産業振興課

#### 【基本方針】

JR東日本は、風水害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。町はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

#### 【実施内容】

##### 1 鉄道事業者の役割

###### (1) 施設面の災害予防

###### ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

###### イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、近接する施設の関係者に施設整備及びその推進を要請する。

###### (2) 体制面の整備

###### ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

###### イ 情報伝達方法の確立

防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

###### ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

###### エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

###### (ア) 災害発生時の旅客の案内

###### (イ) 避難誘導等混乱防止対策

###### (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法

###### (エ) 旅客対策等

###### (3) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

###### ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量

及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立するための方策をあらかじめ定めておく。

(4) 防災広報活動

運行の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## 2 町の役割

町はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

## 第8節 土砂災害予防計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 保健福祉課

### 【基本方針】

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

#### (1) 各主体の責務

ア 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、危険性・緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、町及び住民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援、ソフト対策を実施する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 町は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

### 【実施内容】

#### 1 住民・企業等の役割

##### (1) 住民の役割

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく町、消防署及び警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。さらに、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努める。

##### (2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織を中心として、避難訓練等の活動に努める。

##### (3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適合でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、町の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき避難訓練を実施するよう努める。

## 2 町の役割

### (1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法についても住民へ周知する。

### (2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

### (3) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

### (4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線戸別受信機の貸与・整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

### (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

町は、土砂災害の前兆現象が確認された場合は、速やかにこれらの情報を自治会長、自主防災組織、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へ連絡するとともに、防災行政無線等により情報の周知を図る。

イ 要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達先の確認  
資料編 2 - ⑦に記載する。

ウ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の警戒避難体制

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に対し警戒避難体制を整備し、避難訓練等の実施に努めるよう指導・周知を図る。

また、町は防災機関と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

エ 土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難に関する事項、その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

### 3 関係機関の役割

災害時における応急対応活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

### 4 避難指示等の発令基準、対象区域の確立

「田上町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づいて、災害時に適切な判断を行い、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講ずる。

### 5 避難所の開設、運営の確立

「避難所運営マニュアル」に基づいて、災害時での住民の生命を守ることに必要な措置を講ずる。

### 6 要配慮者への支援の確立（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）

要配慮者に対する情報伝達については、要配慮者の個別避難計画に基づいた対象者への情報伝達を的確に行い、適切な避難行動を行う。

## 第9節 河川災害予防計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

### 【基本方針】

町は、普通河川に対し、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

また、住民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路・指定避難場所・指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

### 【実施内容】

#### 1 洪水への防災対策

##### (1) 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

ア 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な修繕等を計画的に実施する。

イ 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

##### (2) 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

#### 2 洪水への減災対策

##### (1) 水防体制の整備

ア 町は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防組織を整備する。

イ 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

##### (2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

##### (3) 警戒避難体制の整備

ア 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線戸別受信機の貸与・整備するなど情報伝達体制を確保する。

##### (4) 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講じるべきことにも留意する。

(5) 避難体制等に関する事項

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達。

(6) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

河川管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

## 第10節 農地・農業用施設等の風水害対策

【関係機関】 ◎産業振興課 地域整備課

### 【基本方針】

町は県、土地改良区及び農業協同組合と協力し、農地・農業用施設等の風水害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置に努める。また、豪雨により農業用施設等が被災した場合、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

### 【実施内容】

#### 1 農地・農業用施設等の整備

##### (1) 各施設の共通的な災害予防対策

樋門、樋管、排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

##### (2) 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

##### (3) ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

#### 2 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、町から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

## 第11節 防災通信施設の整備と風水害対策

【関係機関】 ◎総務課

### 【基本方針】

町は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。また、防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講じるものとする。

### 【実施内容】

#### 1 新潟県防災行政無線施設

県は、災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。なお、町は、新潟県防災行政無線施設の運用を行い、衛星系を導入した総合的な情報通信ネットワーク網により、ネットワークに加入する国・都道府県・市町村・消防本部・報道機関等の間と音声、FAX等の通信が可能になっている。

また、県は有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

#### 2 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、町と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

#### 3 防災行政無線（同報系）

町は、災害時の被害の軽減を図るためには、町と災害現場、住民、さらに地域の防災関係機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集が必要であるため、防災行政無線（同報系）を整備する。

#### 4 防災行政無線（移動系）

町は、災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局で構成される無線施設を整備する。

#### 5 携帯電話のメール機能の活用

災害時の有効な情報伝達手段である携帯電話によるメールを活用し、災害情報の一斉配信などを行なう体制を整備する。

#### 6 災害時優先電話の登録

災害時には一般加入電話が輻輳し、通話が困難となることが予想される。このため町はあらかじめ東日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録する。

## 7 特設公衆電話の整備

町は、情報収集体制を確立するため、指定避難所等に特設公衆電話等の通信機器を整備するものとする。

## 第12節 放送事業者の風水害対策

【関係機関】 ◎総務課

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

新潟県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、海象、水位等風水害に関する情報を及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備を図るものとする。

## 第13節 電気通信事業者の風水害対策

【関係機関】 ◎東日本電信電話(株)

### 【基本方針】

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

### 【実施内容】

#### 1 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

##### (1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

###### ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

###### イ 倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

###### ウ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

##### (2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

##### (3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

## 2 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 支援本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

### (2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集体制の整備を図る。
- イ グループ会社等関連会社による応援体制の整備を図る。
- ウ 工事請負会社の応援体制の整備を図る。

### (3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県・町が実施する防災訓練に積極的に参加し、またはこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加に努める。

## 3 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

### (1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

### (2) 復旧資材等の運搬方法

ヘリコプターを使用するなど、状況に応じた運搬方法を検討する。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、町に依頼して迅速な確保を図る。

**4 防災広報活動**

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合または利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- ウ インターネットを通じたの周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

**5 広域応援体制の整備**

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

## 第14節 電力供給事業者の風水害対策

【関係機関】 ◎東北電力ネットワーク(株)

### 【基本方針】

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

### 【実施内容】

#### 1 設備面の災害予防

##### (1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

##### (2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、一般送配電事業者間も送電線で接続されており、緊急時には一般送配電事業者間で電力融通を行うことになっている。

東北電力ネットワークの系統は、常時隣接する北海道電力ネットワーク、東京電力パワーグリッドの系統と関係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と関係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化を行い、運用している。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

#### 2 体制面の整備

##### (1) 電力の安定供給

系統給電指令所、制御所及び各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

##### (2) 防災訓練の実施

風水害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。また、国及び町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

##### (3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

### 3 災害対策用資機材等の確保

#### (1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

#### (2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

#### (3) 災害対策用資機材等の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために復旧用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「災害時連携計画」および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他一般送配電事業者、他電力会社、電源開発株式会社、および電力広域的運営推進機関などと災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

#### (4) 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え、食糧、医療、医薬品等の確保に努める。

#### (5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

### 4 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

### 5 応援協力体制の整備

「災害時連携計画」及び「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他一般送配電事業者、他電力会社、電源開発株式会社及び電力広域的運営推進機関などと復旧要員の相互応援体制を整えておく。

## 第15節 ガス事業者等の風水害対策

【関係機関】◎総務課 北陸ガス

### 【基本方針】

風水害が発生した時、町、住民、ガス事業者等は安全措置を取るとともに、ガス施設の風水害対策に努める。

### 【実施内容】

#### 1 ガス事業者の役割

- (1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。
- (2) 複数の通信手段の確保に努めるなど、被災状況を県、町へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

#### 2 住民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取りべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

#### 3 町の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取りべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及啓発を図る。

- (3) 防災訓練に際して、住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

## 第16節 上水道事業者の風水害対策

### 【関係機関】 ◎地域整備課

#### 【基本方針】

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

#### 【実施内容】

##### 1 施設の防災対策

###### (1) 主要施設の防災性の強化

###### ア 貯水、取水及び導水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

###### イ 浄水、送水、配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるように浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定する。

###### (2) 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

##### 2 体制面の防災対策

###### (1) 水道施設の保守点検

現状の水道施設及び地盤等の耐久性を総合的に調査し、必要に応じ補強する。

###### (2) 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

###### (3) 応急対策計画の策定

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設

定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

応急復旧の目標	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日）</li> <li>・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ/日）</li> <li>・2週間後は生活水量の確保（40ℓ/日）</li> <li>・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置</li> </ul>

ア 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

イ 応急給水計画

- (ア) 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- (イ) 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定する。
- (ウ) 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

ウ 応急復旧計画

- (ア) 応急復旧期間を設定する。
- (イ) 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
- (ウ) 拠点給水場所、指定避難所、指定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- (エ) 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

エ 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

- (ア) 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。
  - (イ) 給水タンク、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。
- (4) 災害時における協力・応援体制の確立  
 自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立する。
- (5) 施設の長寿命化  
 水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 3 災害緊急対策

- (1) 飲料水等の確保  
 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- (2) 連絡体制の確立  
 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成

し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

町は災害時の活動を円滑に進めるため、住民、各行政区に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、1人1日3リットル程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、災害直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の向上について広報、指導に努める。

## 第17節 下水道等事業者等の風水害対策

【関係機関】 ◎地域整備課

### 【基本方針】

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、被災時における公共下水道及び農業集落排水施設の機能を保持できるよう、施設の点検、補修に努めるとともに、将来施設計画については、すべてを防災化することは困難であるが状況を考慮して、防災化対策に努める。

また、下水道等施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧資材の確保及び復旧体制の確立を図る。

### 【実施内容】

#### 1 下水道等施設の管理

- (1) 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定および必要な応急処置を実施する。
- (2) 県の協力を得て、早期に下水道等施設の機能が回復できるように努める。
- (3) 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、住民等に周知するように努める。
- (4) 仮設用資材等災害時に必要な資材が調達できるように努める。
- (5) 下水道等施設復旧の目安

下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風水害対応運転、施設の浸水対策</li> <li>・ 住民への情報提供、使用制限の広報</li> <li>・ 処理場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置</li> </ul>
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急調査着手、応急計画策定</li> <li>・ 施設応急対策実施</li> </ul>
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本復旧調査着手</li> <li>・ 応急復旧着手・完了</li> </ul>
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定</li> <li>・ 災害査定実施、本復旧着手</li> </ul>

- (6) 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### 2 緊急体制の整備

- (1) 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (2) 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (3) 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (4) 下水道事業 業務継続計画の策定

### 3 災害時における下水道等の使用に関する住民への普及啓発

- (1) 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性（一般家庭・企業・事業所、学校等は、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。）及び災害時の下水道の使用について、普及啓発を図るよう努める。
- (2) 仮設トイレ等の整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るよう努める。

### 4 要配慮者に対する配慮

町は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、簡易トイレ等の提供について配慮するよう努める。

### 5 関係機関の役割

（公社）日本下水道管路管理業協会

- (1) 県・町からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- (2) 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・町と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
- (3) 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するよう努める。

## 第18節 危険物等施設の風水害対策

【関係機関】 ◎総務課 産業振興課 加茂地域消防本部 加茂警察署

### 【基本方針】

多量の危険性物質を取り扱う貯蔵所等における風水害による災害の未然防止については、設備の構造面からの安全性を確保することが重要である。また事業所における自主管理体制の強化についても配慮することが必要である。

### 【実施内容】

#### 1 危険物等施設の設置状況の把握

危険物による災害は、風水害等による発災はもとより、二次災害による災害も大きなウェイトを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。また、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

#### 2 高圧ガス保有施設防護対策

高圧ガスを取扱う事業所において事故が発生すれば、周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。周辺地域住民には被害を及ぼさないよう各事業所における高圧ガス施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷をうけないようにする。

#### 3 危険物保有施設防護対策

##### (1) 施設保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、耐震性の強化に努める。

##### (2) 保安確保の指導

町は、県の協力のもと、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

##### (3) 危険物取扱者に対する保安教育

町は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県や危険物安全協会の実施する取扱作業の保安に関する講習に参加するよう指導し、危険物取扱者の

資質の向上に努める。

(4) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

#### 4 流出石油等に対する災害予防計画

石油等危険物取扱施設から石油等危険物が流出した場合は、二次災害発生の要因となることがあるので民間事業所及び関係者等の総力を結集して災害予防に必要な資器材の整備に努める。

(1) 町及び石油等危険物施設の管理者

石油等危険物取扱者は、流出した石油等の災害予防に必要な次の器材等の整備を図る。

ア 流出した石油等の拡散防止に必要なオイルフェンス、吸着マット、柵、応急木材、作業船等

イ 流出した石油等の回収に必要な吸引ポンプ、油処理剤、油吸着剤等

ウ 流出した石油等から火災が発生した場合の消火活動に必要な化学消化剤及び消火器等

エ 流出した石油等による災害の拡大防止上必要なガス検知器及び通信機器等

(2) 訓練の実施

石油等危険物取扱者は、関係従業員に対し、災害予防に必要な教育を行い、防災思想の高揚を図るとともに、独自の計画により防災訓練を実施するほか、関係機関等の実施する総合訓練等に積極的に参加する。

(3) 相互援助体制の確立

石油等危険物取扱者は、災害に対する自衛体制を強化するとともに、災害予防に必要な施設、設備、資器材の相互援助に関する協定締結を促進し、科学的処理能力の結集体制を確立する。

#### 5 毒物劇薬物の安全対策

消防本部等の監督機関は、学校・病院・事業所（薬局）等を使用され又は実験用等に保管されている毒物劇薬物類で、特に人的被害を及ぼす物品又は落下、衝撃等により火災の発生するおそれのある発火性、引火性薬品については、災害を未然に防止するため定期的に立入検査を実施し、その運用管理が適正に行われるよう指導するとともに、常に登録基準に適合する施設を維持させるように監督する。

## 第19節 火災予防計画

【関係機関】 ◎総務課 加茂地域消防本部

### 【基本方針】

防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、町及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図るとともに消火器具や安全装置付火気器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

### 【実施内容】

#### 1 住民・企業等の役割

##### (1) 住民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 安全装置付火気器具の使用に努める。
- ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 行政区や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

##### (2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

##### (3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防火管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

#### 2 防火思想の普及促進

町は、県・消防機関の協力を得ながら、住民に対して、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

### 3 消防力の整備充実

町は、消防団員及び消防車両等（積載車・小型動力ポンプ）消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備の充実に努める。

### 4 重要防火対象物等の把握

町は、危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防御活動を行うため、それら施設の所在の把握に努める。

### 5 初期消火活動の徹底

町及び消防機関は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所等を通じて、次の対策を指導する。

- ア 各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて住民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。
- イ 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- ウ 消防機関は、予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

### 6 消防水利の確保

町は、同時多発火災への対応強化と初期消火活動の充実に努めるため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。

- ア 河川、池の利用
- イ 農業用水、プール
- ウ 消火栓、防火水槽

町は、上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努める。

### 7 消防団の体制強化

消防団体制強化の主な内容は次のとおりである。

- ア 団員募集の多様化
- イ 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
- ウ 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- エ 装備や設備の小型化、軽量化
- オ 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- カ 地域との連携強化等による、消防団のイメージアップ
- キ 行政区、各種サークル等地域内諸団体との連携強化

## 8 消防団の点検整備と非常出動体制

町は、火災危険気象下において消防団に消防機械の点検整備を行わせるとともに非常出動の体制を確立する。

## 9 避難誘導體制の整備

町は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

## 10 要配慮者に対する配慮

町は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等福祉関係者に、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

また、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器の普及を図る。

## 第20節 台風に対する災害予防計画

【関係機関】 ◎総務課 地域整備課 加茂地域消防本部 加茂警察署

### 【基本方針】

風害の予防は、防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、台風に対する当面の風害予防はその経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機対応の措置を講ずる。

### 【実施内容】

#### 1 台風が日本海を新潟県に接近して北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずる。

##### (1) 火災予防措置

大火危険気象に対する災害予防計画（本章第21節）に準ずる。

##### (2) 家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行う。状況に応じて防災行政無線等により、町民に緊急措置の必要性の周知を図る。

#### 2 台風が新潟県の南方を北東に進む場合

強雨に伴う洪水による被害の防止に重点をおいて災害予防措置を講ずる。措置内容は異常降雨に対する災害予防計画（本章第23節）に準ずる。

#### 3 台風が新潟県を縦断または横断して進む場合

強風並びに強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び地域性を総合的に判断して適宜1及び2による諸措置の活用を図り、その被害を最小限にとどめるよう努める。

## 第21節 大火危険気象に対する災害予防計画

【関係機関】 ◎総務課 地域整備課 加茂地域消防本部 加茂警察署

### 【基本方針】

火災の予防は、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化とにより、その効果を期すべきものとするが、大火危険気象下における当面の災害予防措置は次のとおりとする。

### 【実施内容】

#### 1 火災警報発令基準の設定

町は、消防法第22条の規定により県から火災気象通報を受けた場合及び地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合、火災警報を発することができる。

#### 2 警戒体制の確保

町は、大火危険気象下においては、消防機関との連絡体制を強化し、警戒体制の強化に努める。

#### 3 所要地域の防火対象物の警戒

町は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関との連絡体制を強化するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物または文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上所要の警戒計画を定めておく。

#### 4 消防機械の点検整備と非常出動体制

町は、大火危険気象下においては、消防機関との連絡体制を強化し、消防機械の点検整備及び非常出動の体制を確保させる。

#### 5 火災発生防止の緊急徹底

大火危険気象下においては、町は、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、防災行政無線等により広報を行い、火災予防上必要な事項について住民への周知に努める。

## 第22節 林野火災予防計画

【関係機関】 ◎産業振興課 総務課 加茂地域消防本部

### 【基本方針】

林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに健全な森林の保全を図るため、林野火災の予防について、次のとおりとする。

### 【実施内容】

#### 1 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。また、林野火災の多発する時期には、広報等により住民の注意を喚起する。

#### 2 林野所有（管理）者に対する指導

町は、林野所有（管理）者に対し、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災の防止に努めるよう指導し、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分とり、安全を期するよう指導する。

#### 3 林野所有（管理）者の予防対策

- (1) 防火線としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防水措置の明確化
- (5) 森林法等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（12月～5月）における見巡りの強化

#### 4 林野火災対策用資機材の整備

林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

## 第23節 異常降雨に対する災害予防計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課 産業振興課

### 【基本方針】

異常降雨等により水害発生のおそれがあるとき、町は次の措置を行うとともに、町水防計画に定める所要の措置を行う。

### 【実施内容】

#### 1 水防計画に基づく危険区域の監視

- (1) 気象観測を実施するとともに信濃川、加茂川、才歩川、山田川、大正川、五社川等の出水状況を把握し適切な処置を講ずる。
- (2) 耕作地の冠水、たん水状況を調査し、適切な処置を講ずる。農業用排水路、耕作物については、管理団体がそれぞれ点検を行い、所要の予防措置を講ずる。
- (3) 各河川の出水状況により、監視のため消防団員を配置する。また水防作業上必要な人員確保のため関係消防団員に対し、自宅待機等必要な措置を講ずる。

#### 2 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の点検については、管理団体がそれぞれ点検を行い、所要の予防措置を講ずる。

#### 3 避難準備措置の確立

異常降雨等により河川の水位が上昇し、あるいは、信濃川について水防警報が発せられたとき、または降雨量が異常に増大しつつあるとき、町は、その状況に応じ、溢水あるいは破堤により、または山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり等によって直接被害を受けるおそれのある集落等に対し避難指示等を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

## 第24節 廃棄物処理体制の整備

【関係機関】 ◎町民課 保健福祉課

### 【基本方針】

町は、住民に対し町の広報、防災訓練等を通じて、風水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。また、住民は豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。

ただし、町の避難指示等により生命に危険が生じる可能性がある場合は、早期の避難を心がける。

### 【実施内容】

#### 1 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 風水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

#### 2 協力体制の整備

他市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

#### 3 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

- (1) 施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

## 第25節 救急・救助体制の整備

【関係機関】 ◎加茂地域消防本部 総務課

### 【基本方針】

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

### 【実施内容】

#### 1 消防団員の確保及び充実

町、消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

#### 2 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が連絡できる体制を整備する。

#### 3 消防力の整備

町及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。また、消防本部は救急隊員、救助隊員の資質の向上に努めるとともに、救急救命士の養成や高規格救急自動車、救助工作車の救急救助資機材の整備を図る。

#### 4 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、消防団、県、県警察及び隣接する医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

#### 5 住民等に対する防災意識の啓発

町、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

## 6 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、県警察、消防及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

## 7 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

## 8 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有、伝達体制の確立を図る。

## 9 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、地元医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

## 10 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

## 11 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

## 12 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

## 13 積雪期での対応

町及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の風水害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

## 第26節 医療救護体制の整備

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課 加茂地域消防本部

### 【基本方針】

町、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

### 【実施内容】

#### 1 医療救護体制の確立

救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

##### (1) 救護所設置予定施設の指定

町は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

##### (2) 救護所のスタッフの編成

町は、医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

##### (3) 救護所設置予定施設の点検

町は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。  
また、降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策にも留意する。

#### 2 医療資器材等の確保

町は、災害時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

また、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

#### 3 後方病院機能の整備・充実

町は、後方病院としての患者受け入れが可能となる災害医療拠点病院を選定し、これら病院に、災害時に対応するための施設・設備の充実を求める。

#### 4 通信体制の確保

町は、医療機関、消防本部、県及び保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について、検討し整備を図る。

#### 5 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、町及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

## 第27節 避難体制の整備

【関係機関】 ◎総務課 保健福祉課 地域整備課

### 【基本方針】

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な事前避難並びに避難の途中や避難先での安全確保を対策の主眼とし、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、住民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

- ア 浸水、土砂災害等の地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

### 【実施内容】

#### 1 地域の危険に関する情報の事前周知

- (1) 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- (2) 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。
- (3) 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

#### 2 避難指示等の情報伝達体制の整備

- (1) 災害により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール、町登録制メール、SNS等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- (2) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (3) 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、自主防災組織や福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民

等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

- (5) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 3 避難指示等の発令の客観的基準の設定

町は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

- (1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- (2) 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ設定する。
- (3) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合は、土砂災害警戒情報を補足する情報等を用いて設定する。

### 4 避難誘導體制の整備

- (1) 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定めるよう努める。
- (2) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織や民生委員と協力して個別避難計画の策定に努める。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立するよう努める。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

### 5 避難場所、避難所の指定

- (1) 指定と周知

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、小中学校体育館等公共的施設を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

イ 避難所等を指定したときは、標識、広報紙・ハザードマップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

ウ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

## (2) 指定に当たっての注意点

ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室スペースが確保できる場所を指定する。

ウ 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者2人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と保健福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

オ 指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、マスク、消毒液、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

カ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

- キ 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
  - ク 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努める。
  - ケ 避難所予定施設において、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
  - コ 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
  - サ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮するよう努める。
  - シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
  - ス 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (3) 即応体制の整備
- ア 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう努める。
  - イ 避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
  - ウ 避難所の開設・運営について、自主防災組織等と事前に協議しておくよう努める。
  - エ 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
  - オ 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (4) 福祉避難所の指定
- ア 町は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
  - イ 町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

## 6 広域避難に係る体制の整備

### (1) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- ア 町は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- イ 町は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- ウ 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

### (2) 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- ア 町は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- イ 町は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

## 7 住民避難誘導訓練の実施

- (1) 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- (2) 地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施するよう努める。
- (3) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。
- (4) 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

## 第28節 要配慮者の安全確保計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課

### 【基本方針】

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、町の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

### 【実施内容】

#### 1 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

#### 2 避難誘導・避難所の管理等

##### (1) 避難誘導対策

町は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、町は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

災害発生直後の要配慮者への情報伝達等は、要配慮者に対し近隣住民が果たすべき役割であると考えられるため、町は、民生委員、地域の自主防災組織及び行政区等と協力して、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(2) 避難所の設置・運営

町は、指定避難所の設置・運営に当たり、区長などの連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

エ 避難所での生活が困難な要配慮者については、他市町村を含む社会福祉施設や公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

### 3 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

### 4 保健・福祉対策

(1) 保健・福祉対策の実施体制の確保

町は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

(2) 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

ア 巡回相談・栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(3) 福祉対策

ア 要配慮者の把握等

発災直後に、個別避難計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、区長等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

## 5 外国人支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応が難しいため、事前に外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。

町は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するほか、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

また、災害時の多言語支援窓口の設置・運営にあたっては、必要に応じ県へ支援要請をするなどし、体制構築を図る。

## 第29節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係機関】 ◎保健福祉課 総務課

### 【基本方針】

災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの間に必要な「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料及び生活必需品（以下、「食料及び物資等」という）は、住民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、住家や施設の被災により備蓄した食料及び物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し食料及び物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や食料及び物資等を緊急調達する。また、県・市町村の備蓄分担割合に基づく食料及び物資等の備蓄を検討する。

食料及び物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に要請し、県は要請に基づき、食料及び物資等の提供又は調達の代行を行う。

町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

町は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂取上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、供給方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の輸送、配食に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は町の体制整備を支援する。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

### 【実施内容】

#### 1 食料及び物資等の緊急供給体制の確立

- (1) 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- (2) 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- (3) 地域の住民組織、町災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
- (4) 県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

## 2 災害備蓄に関する住民への普及啓発

家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画と連携して、普及啓発する。小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

### (1) 家庭における災害備蓄

ア 各家庭において、平時から家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から最低3日分、推奨1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ その他災害時に必要な物資(携帯ラジオなど)を事前に用意するよう努める。

### (2) 企業・事業所等における災害備蓄

ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

## 第30節 文教施設の風水害防災対策

【関係機関】 ◎教育委員会

### 【基本方針】

校長・幼稚園長等（以下「校長等」という。）は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

校長等は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第28節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する児童生徒等の安全にも十分配慮する。また、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

町等は、学校等文教施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。また、地域防災計画に沿って学校等文教施設の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

### 【実施内容】

#### 1 学校防災計画の作成

校長等は、町が作成するハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	(1)学校防災組織の編成 (2)施設・設備等の点検・整備 (3)防災用具等の整備 (4)防災教育の実施 (5)教職員の緊急出動体制の整備 (6)家庭との連絡体制の整備 など
応 急 対 策	(1)災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 (2)災害発生直後の児童生徒等の安全確保 (3)避難誘導 (4)児童生徒等の安否確認 (5)気象情報の収集 (6)被災状況等の把握と報告 (7)下校又は保護継続 (8)避難所開設・運営協力 (9)教育活動の再開 (10)児童生徒等のこころのケア など

#### 2 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

#### 3 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を明確に定めておく。特に、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(2) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難経路上の施設・設備等の点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努め、防火扉等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにするとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、複数の避難路を想定しておく。

(3) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等災害時に必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

児童生徒等や教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにする。

(4) 教職員の緊急出動体制

校長等は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(5) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

#### 4 教職員、児童生徒等に対する防災教育

(1) 教職員に対する防災教育

校長等は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

(2) 児童生徒等に対する防災教育

校長等は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

ア 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

イ 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら

危険な環境を改善することができるようにすること。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、児童生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像等、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

## 5 防災訓練の実施

校長等は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- (1) 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。
- (2) 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。  
なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童生徒等に周知しておく。
- (3) 中学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については、年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

## 6 学校設置者の役割

### (1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

### (2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

町教育委員会は、地域防災計画の定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、学校と事前に協議を行い、当該防災施設について適切な管理体制を整える。

#### ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

#### イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

#### ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網の作成

- (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

## 7 学校以外の文教施設における予防対策

学校以外の文教施設は、不特定多数の者が利用する施設であり、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設管理者はこれらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努める。

また、非常時の措置については訓練を実施し、職員に周知する。なお、予防対策の主な留意点は次のとおりである。

- (1) あらかじめ職員の役割分担を定めておき、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握する。また不特定多数が利用する施設であるため、避難経路の表示や避難場所が容易にわかるようする。

## 第31節 文化財の風水害対策

【関係機関】 ◎教育委員会

### 【基本方針】

町は、風水害に対する予防措置のため、適宜文化財調査を行い、その実態把握に努めるとともに、県の文化財への対応を踏まえて、文化財所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）に対して風水害に対する指導・助言を行う。

所有者等は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

### 【実施内容】

#### 1 文化財における予防対策

##### (1) 施設・文化財への対策

ア 所有者等は、常に文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立する。

イ 所有者等は、施設・設備等について定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握する。

ウ 所有者等は、避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにする。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、避難場所が容易にわかるようにする。

##### (2) 指定文化財への対策

###### ア 国・県指定等文化財

町は、町内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を所有者等と事前に調整・確認する。

###### イ 町指定等文化財

町は、文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

##### (3) 未指定文化財への対策

町は、文化財の所在情報を得ながら、所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

#### 2 文化財の種別ごとの対策

##### (1) 建造物

所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。町はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

##### (2) 美術工芸品、有形文化財

所有者等は、県及び町の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や

設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限に抑える工夫をする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

所有者等は、定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じる。町はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

## 第32節 ボランティア受入れ体制の整備

【関係機関】 ◎保健福祉課 社会福祉協議会

### 【基本方針】

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制について整備する。

### 【実施内容】

#### 1 「地域コミュニティ」づくり

災害が生じた場合、普段から住民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において、大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取組が重要である。

##### (1) 行政区単位での取組

地域活動における最小単位である行政区による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、一層その自発的な取組が必要となる。

##### (2) 小地域単位での取組

小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。

#### 2 災害救護ボランティア活動推進のための事前体制整備

ボランティアは、本来、個人の自発性に基づいて行われるものであるが、災害が生じてからの対応では、連絡・調整作業が困難を極める可能性が高いため、あらかじめ災害救援ボランティアの登録や災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく必要がある。

町は、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるため、事前の登録、研修等の実施や、災害時に、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行うボランティア現地本部が迅速に組織できる体制について、町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）等関係機関と連携を図り整備する。

#### 3 災害発生時のボランティア活動支援体制整備

避難所や在宅等の被災者への支援、災害諸対策への協力などボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の第一線の拠点として、町社協は町災害ボランティアセンター（配置場所：町総合保健福祉センター。以下「ボランティアセンター」という。）を設置する。

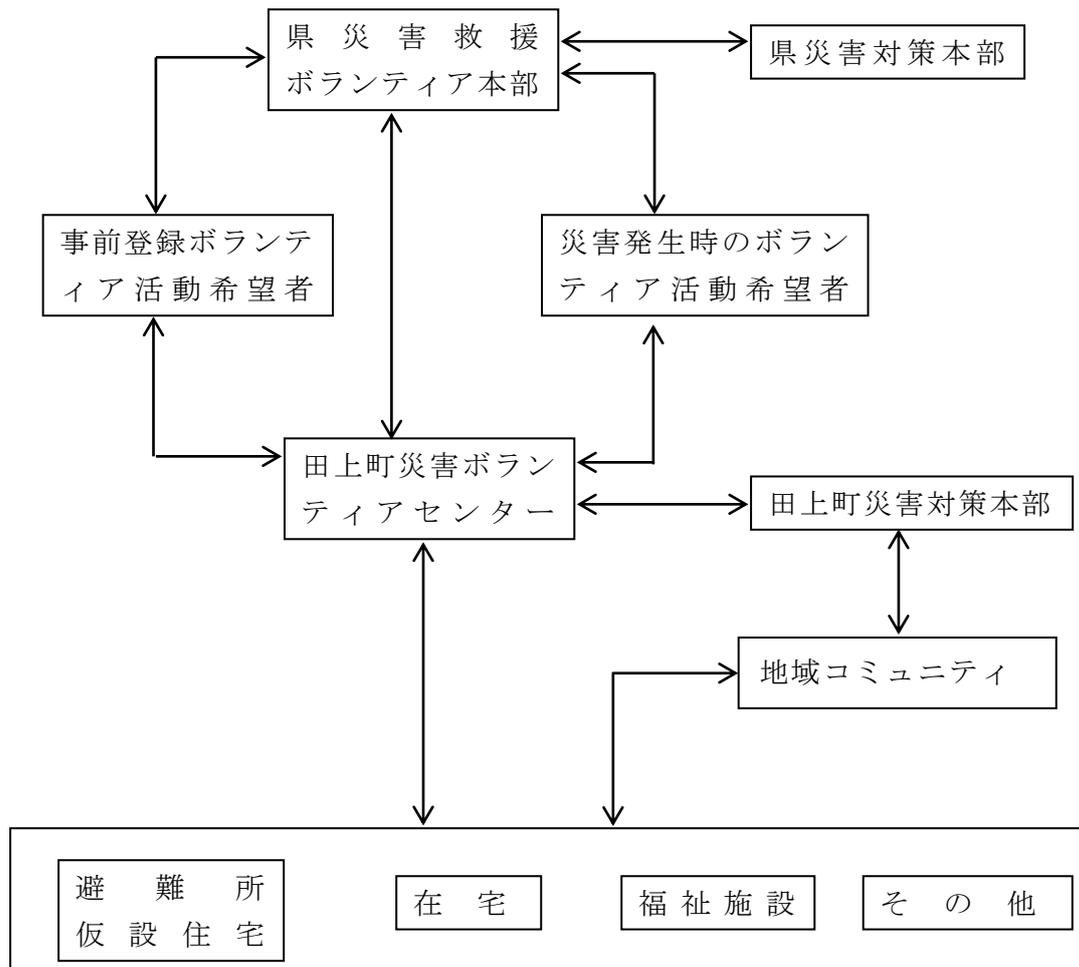
##### (1) ボランティアセンターの活動

ア ボランティアの要請、受入れ、登録

- イ 被災者のニーズの把握と分析
  - ウ 具体的救援活動の調整、指示
  - エ 救援活動に要する物資の確保と配布
- (2) ボランティアセンターの体制

必要に応じて、町災害対策本部会議への出席を要請するなど密接な連携を図りながら、町社協職員を中心に、災害救援活動経験者や多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

＜災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー＞



## 第33節 豪雪に対する災害予防計画

【関係機関】 ◎地域整備課

### 【基本方針】

積雪期、特に豪雪期の災害は、他の季節に発生する災害に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な豪雪対策を推進することにより、豪雪時における災害の被害軽減を図る。

### 【実施内容】

#### 1 主要路線の確保

国道及び県道は、全線無雪化を理想とし、県（三条地域振興局地域整備部）が主体となって除雪に当たるが、その体制については、毎年降雪時まで完了する。

町は、県（三条地域振興局地域整備部）、警察、その他関係機関と連絡協調を図り毎年降雪時まで除雪に関する細部計画を立てて、町内の交通確保のため体制を整える。

#### 2 除雪対策

##### (1) 田上町除雪会議

除雪作業の調整、受益者及び住民の協力確保等、除雪計画の円滑の遂行を期するため田上町除雪会議を開催する。

##### (2) 除雪実施の体制

町は、除雪対策実施部を設け、早朝道路確保に努める。

##### (3) 雪下ろしによる交通障害の排除

雪下ろしによる交通障害の排除は、冬期間交通確保上重要な問題となる。

町は、区との連絡を密にし、除雪作業完了後に、再度屋根の雪下ろしによる交通不能の状態とならないよう指導するとともに、雪下ろし後の後始末を励行するように指導する。

#### 3 雪崩事故の防止

町、県及び関係機関は、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講ずるよう努める。

##### (1) 雪崩発生危険箇所の選定

過去において雪崩の発生した山腹斜面、または発生すると予想される山腹斜面で、雪崩が発生した場合到達する範囲内（見通し角度  $18^\circ$  以上）に保持すべき人家、道路、その他の施設等（以下「保全対象」という。）がある地域で、次のいずれかに該当する地区を雪崩発生危険箇所として選定する。

ア 過去において保全対象に影響を及ぼす雪崩が発生したことのある箇所

イ 過去における雪崩は比較的小規模であったため、これまでは保全対象に影響を及ぼすまでに至らなかったが、積雪の状況等によっては保全対象にまで影響

が及ぶと予想される箇所

ウ 過去において雪崩の発生はないが、山腹斜面の傾斜、植生の状況等から、積雪量、降雨、気温、強風等の気象条件の変化により雪崩の発生が予想される箇所

(2) 雪崩防止施設の整備

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩発生危険箇所にスノーシェッド、雪崩防止さく、段切り等の雪崩防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図る。

(3) 雪崩危険箇所の警戒

ア 危険箇所の査察

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩発生危険箇所について、適時査察を実施し、雪崩の早期発見に努め、事故の防止を図るものとする。

イ 標識の設置

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩発生危険箇所を一般に周知するため、雪崩危険箇所等の標識を必要個所に設置する。

ウ 雪崩危険箇所の巡視

町は必要に応じ関係機関と連携を図り、危険箇所の巡視を行い、危険度合いの予測など専門家の意見を聞く必要があると判断したときは、県の関係出先機関に担当職員の派遣を要請する。

エ 県及び県警察の協力体制

町は必要に応じて県及び県警察から避難に関して指導を受ける。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、技術的・専門的な指導・助言を受ける。

オ 地域住民に対する啓発

町及び県は雪崩災害防止のため、危険箇所の住民に対し、雪崩に対する知識の啓発に努める。

(4) 事故防止体制

町は県及び警察署と連携を図りながら住民に対する注意の喚起、雪崩発生危険箇所の巡視点検、雪崩発生危険の際の迅速な避難措置等を講ずることにより、住民の生命、身体安全確保を図る。

(5) 雪崩発生に伴う応急措置

雪崩発生により、保全すべき施設等に被害が生じたときは、それぞれ管理者において応急措置を講ずる。

#### 4 家屋の倒壊防止

町は気象情報の的確な把握により次のことを住民に周知し、注意を喚起し協力を求める。

- (1) 雪の荷重は、かりに 60 m<sup>2</sup>の屋根に 100 cm雪が積もった場合、その建築物には約 18 t の力がかかる。

冬期間においては特に強い季節風が吹くことが多く、局部的に大きな荷重が加わり倒壊の危険が生ずるため、豪雪の際に早期に雪下ろしを行うよう、あらゆる機会をとらえて指導する。

- (2) 雪下ろしには、雪が隣接建物に影響を与えないよう建物と建物との間に空間を

設けることが必要であり、構造的に弱い建物については、筋交いや支柱等で十分補強するよう周知する。

## 5 降積雪期の環境対策

降積雪期における生活環境の維持を図るため、町及び関係機関は次の措置を講ずる。

- (1) 一般廃棄物処理対策
- (2) 水道の維持管理対策
- (3) 消防活動の強化対策

## 6 降積雪期の教育条件の整備

児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため次の措置を講ずる。

- (1) 通学道路の確保
- (2) 雪崩危険箇所の標識の設置
- (3) 施設内における非常口、避難場所の設置
- (4) 学校建物の雪害防止
- (5) 学校給食用物資等の確保
- (6) 雪害に対する予備知識の普及

## 7 降積雪期の建物除雪

公共施設、一般建物の除雪については、それぞれ施設管理者等で措置するが、町は総合的調整を図る。

## 8 降積雪期の要配慮世帯等の除雪対策

- (1) 要配慮者世帯の除雪対策

町及び県は民生委員や社会福祉団体との連携のもとで、老人世帯、母子世帯、身体障がい者世帯及び生活保護法による被保険者等要配慮者世帯への訪問点検を行い、自力で除雪が困難な要配慮者世帯に対しては、円滑な除雪が図られるよう施策を講ずるとともに地域社会の連帯に基づく相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努める。

- (2) 民間社会福祉施設の除雪対策

町は、民間社会福祉施設に対し、県、その他の関係機関との連絡協力体制を確立し、雪害の防止に努めるよう指導する。

## 第34節 行政機関の事業継続

【関係機関】 全課（◎総務課）

### 【基本方針】

風水害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

### 【実施内容】

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

#### 1 業務執行体制の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制について定める。

#### 2 施設・設備の確保

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、システムの復旧対策並びに非常時優先業務の整理について定める。

#### 3 教育・訓練等の実施

実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、災害時の業務執行体制や必要な資源の継続的な確保等についての確認を行う。